

平成30年海事代理士試験
筆記試験問題

1時限目（9：00～10：30）

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- (2) 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、 でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることが出来る。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- (3) 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、 に基くことを必要とする。
- (4) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に のためにこれを利用する責任を負ふ。
- (5) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次の(ア)～(オ)について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) 条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによつてこれを決しなければならない。
- (イ) 信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は法令の適用によつて終局的な解決が可能であるので、裁判所法第三条にいう法律上の争訟にあたる。
- (ウ) 憲法第二十九条第三項にいう「公共のために用ひる」というのは、私有財産権を個人の私の利益のためにとりあげないという保障であるから、特定の個人が私有財産収用の受益者となる場合、そのような私有財産収用には公共性があるとはいえない。
- (エ) 公務員を選定罷免する権利を保障した憲法第十五条第一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、当該規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない。
- (オ) 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)
- (1) 占有者は、□をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。
 - (2) 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、□による。
 - (3) 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に□をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
 - (4) 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から□を経過することによって終了する。
 - (5) 夫婦の一方が□に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。
2. 法令の規定を参照した次のア～オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)
- (ア) 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効となり、当該意思表示の無効を善意の第三者に対抗することができる。
 - (イ) 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるとき、又は、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。
 - (ウ) ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
 - (エ) 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。
 - (オ) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなくとも、第三者に対抗することができる。

3. 商法

1. 次の文章は、商法の条文である。[]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
((3)の二つの[]には共通の語句が入る。)(5点)

- (1) 船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ登記ヲ為シ且[]ヲ請受クルコトヲ要ス
- (2) 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、傭船者、荷送人其他ノ利害関係人ニ対シテ[]ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- (3) 船長カ船舶及ヒ[]ヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハ[]ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス
- (4) 保険者ハ本章又ハ保険契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険期間中保険ノ目的ニ付キ[]ニ関スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス
- (5) 船舶債権者ノ[]ハ其発生後一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

2. 次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

ア. 船舶所有者は、船長以外の者に船長に代わり船荷証券を交付することは出来ない。

イ. 船舶債権者の先取特権と他の先取特権が競合する場合には、船舶債権者の先取特権が優先される。

ウ. 船長は疾病などやむを得ない事情により自ら船舶の指揮をなすことができない場合、法令に別段の定めがある場合を除き、代船長を選任することができるが、この場合、船長は代船長の選任についてのみ船舶所有者に対して責任を負う。

エ. 一航海について船舶に保険をかけた場合、保険者の責任は当該船舶が陸地を離れたときより始まる。

オ. 航海中の船舶において、当該船舶の所有権の譲渡が行われた場合は、特段の場合を除き、当該航海中に生ずる損益は、当該所有権の譲受人に帰属する。

カ. 海上保険契約における保険者の責任が始まった後に当該船舶が航海を変更した場合には、当該変更後に発生した事故について保険者はいかなる場合にあってても責任を負わない。

- キ. 旅客運送において、発航前において、旅客の死亡・病気等によりやむを得ず航海することができなくなった場合には、船舶所有者は運送賃の2分の1を請求することができる。
- ク. 船舶がやむを得ず発航港、航海途中において碇泊する費用については共同海損に関する規定が適用される。
- ケ. 船舶共有者は船舶管理人を選任することが必要であるが、当該船舶の船舶共有者以外の者を船舶管理人にするためには、船舶共有者の二分の一以上の同意が必要である。
- コ. 物品運送において運送人は堪航能力を有する船舶により運送給付を履行する義務を負うとされており、船舶の堪航能力の欠如により損害が生じた場合には損害賠償責任が生じる。

4. 国土交通省設置法

1. に当てはまる適切な国土交通省海事局又は地方運輸局の内部組織の名称を、以下の選択肢ア～シから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 国土交通省海事局において、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関する事務を所掌しているのは、である。
- (2) 国土交通省海事局において、海事思想の普及及び宣伝に関する事務を所掌しているのは、である。
- (3) 地方運輸局において、モーターボート競走に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。
- (4) 関東運輸局の海上安全環境部には監理課、船員労働環境・海技資格課、の3課が置かれている。

【選択肢】

ア 総務課 イ 検査測度課 ウ 海洋・環境政策課 エ 船員政策課
オ 船舶安全環境課 カ 海技課 キ 海事産業課 ク 船員労政課 ケ 海技・振興課
コ 海上交通部 サ 海上安全環境部 シ 海事振興部

2. 次の文章において正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は解答欄に×を記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令は国土交通省設置法である。
- (2) 運輸支局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令は国土交通省組織令である。
- (3) 海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令は地方運輸局組織令である。

3. 次に掲げる県を管轄する、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置として適当なものを、以下の選択肢ア～トから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 愛媛県
- (2) 静岡県
- (3) 石川県

【選択肢】

ア 関東運輸局 イ 北陸信越運輸局 ウ 中部運輸局 エ 近畿運輸局
オ 北陸運輸局 カ 中国運輸局 キ 四国運輸局 ク 神奈川県
ケ 東京都 コ 石川県 サ 神奈川県 シ 新潟県 ス 長野県 セ 愛知県
ソ 京都府 タ 大阪府 チ 広島県 ツ 岡山県 テ 香川県 ト 愛媛県

平成30年海事代理士試験
筆記試験問題

2時限目（10：50～11：50）

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。なお、1つの語句につき選択出来るのは2回までとする。(10点)

- (1) 法第48条において、船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の□ア□、□イ□及び□ウ□並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの□イ□及び□ウ□と規定されている。
- (2) 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、基準労働期間について1週間当たり平均□エ□日以上とする。
- (3) 法第119条において、船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の□オ□について、□オ□事務を管掌する者又はその代理者に対し□カ□で証明を請求することができると規定されている。
- (4) 船舶所有者は、休息時間を□キ□日について□ク□回以上に分割して船員に与えてはならない。
- (5) 船員労務官は、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、□ケ□に規定する□コ□の職務を行う。

【語群】

A. 食費	B. 生活費	C. 賃金	D. 運送賃
E. 宿泊費	F. 雑費	G. 登録	H. 戸籍
I. 認定	J. 無償	K. 刑事訴訟法	L. 有償
M. 刑法	N. 文書管理	O. 司法警察員	P. 行政警察員
Q. 立法警察員	R. 民法	S. 14	T. 1
U. 2	V. 30	W. 5	X. 3
Y. 4	Z. 10		

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 総トン数10トン未満の船舶は、船員法が適用されない。
- (2) 船員法第23条に基づく懲戒は、上陸禁止、減給及び戒告の3種類である。
- (3) 船員は、雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するときは、雇入契約を解除することができる。
- (4) 船員手帳の有効期間は、交付、再交付又は書換えを受けたときから日本人の場合は10年間であり、外国人の場合は原則5年間である。ただし、航海中にその期間が経過した時は、その航海が終了するまで有効である。
- (5) 船員労働安全衛生規則第3条第1項において、安全担当者は、当該部の業務に2

年以上従事した経験を有する者であって、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。

(6) 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

3. 船員法第39条第1項にて雇入契約が終了する船舶の状態を2つ答えよ。(2点)

4. 船員法施行規則第77条の3第1項において規定されている、平水区域を航行するタンカーを除く危険物等取扱責任者を乗り組ませべきタンカーを2つ答えよ。(「〇〇タンカー」と回答すること。)(2点)

6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し船員職業安定法第76条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第56条第1号から第4号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちからア者を選任しなければならない。
- (2) 更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算してイとする。
- (3) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者がウ雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。
- (4) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣から兼業の許可を受けたときは、エの業務を行うことができる。
- (5) 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、オ台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第86条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

【語群】

1. 10年	2. 両替	3. 派遣元管理	4. 期間	5. 衛生管理
6. 船舶管理	7. 派遣先管理	8. 酒類の販売	9. 6ヶ月	10. 常時
11. 雇用管理	12. 日々	13. 5年	14. 遊戯場	15. 職業指導
16. 宿泊所	17. 派遣先責任	18. 臨時	19. 募集受託	20. 3年
21. 1ヶ月	22. 1年	23. 船舶所有	24. 派遣元責任	25. 質屋

2. 次の(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、その業務に関して国土交通省令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。
イ. 船員職業安定法103条第1項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して10年を経過しない者は船員派遣事業の許可を受けることができない。
- (2) ア. 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶以外

の船舶において就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

イ. 船員職業安定法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

(3) ア. 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

イ. 労働組合は、無料の船員労務供給事業を行うことができない。

(4) ア. 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、いかなる場合であっても船員派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けてはならない。

イ. 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせるときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(5) ア. 学校（小学校及び幼稚園を除く。）の長は、国土交通大臣の許可を受けて、当該学校の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

イ. 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合にはアに、船舶貸借の場合にはイに適用する。
- (2) 以前に海技士であった者は、海技免許のウが失われた日から起算してエ年間、以前に海技免許を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。
- (3) 船舶所有者は、小型船舶以外の船舶には二十歳に満たない者をオ又はカの職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。
- (4) 海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験の学科試験はキ試験とする。
- (5) 一級小型船舶操縦士の資格についての操縦免許はク歳に満たない者には与えない。
- (6) 操縦試験は、身体検査、学科試験及びケとする。
- (7) 小型船舶操縦士は、コの都道府県名、サ若しくはシに変更を生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。

2. 海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該免状の有効期間が満了する日以前ア以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書(申請日以前イ以内にウにより受けた検査の結果を記載したものをいう。)又はエ (申請日以前ア以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。)
- ② 次のいずれかの書類
- ・乗船履歴を有することを証明する書類

- ・乗船履歴を有する者と同等以上の知識及び「オ」を有することについて国土交通大臣の「カ」を受けた者であることを証明する書類
- ・「キ」の課程を修了したことを証明する書類

3. 四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船 舶	期 間	資 格	職 務
<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数20トン以上の漁船 ・総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶 ・出力750キロワット以上の推進機関を有する平水区域を航行区域とする船舶 	三年以上		機関の運転
	一年以上	五級海技士（機関）	機関長又は機関士

今ここに、現在45歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ・25歳から29歳までの間に、総トン数30トン・出力750キロワットの乙区域内において従業する漁船に、機関部の当直部員として1年6月乗り組んだ履歴
- ・33歳から37歳までの間に、総トン数149トン・出力750キロワットの平水区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として10月乗り組んだ履歴
- ・40歳から42歳までの間に、総トン数499トン・出力3,000キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（機関）についての海技免許を有する一等機関士として8月乗り組んだ履歴

平成30年海事代理士試験
筆記試験問題

3時限目（13：00～14：50）

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律において「不定期航路事業」とは、航路事業以外の船舶運航事業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、ごとに、国土交通大臣のを受けなければならない。
- (3) 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、計画 (区間に係るものを除く。) を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、な差別的取扱いをしてはならない。
- (5) 人の運送をする不定期航路事業 (海上運送法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。) を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- (6) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、旅客の運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であつてのないもの
- (7) この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。
- 一 総トン数五トン未満の船舶
 - 二 のみをもつて運転し、又は主としてをもつて運転する舟

9. 港湾運送事業法

1. 次の(1)～(5)のそれぞれについて法令の規定を参照した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア～エから選び、回答欄に記入せよ。(5点)

(1)① 港湾運送事業法第3条第1号から第4号までに掲げる港湾運送事業（一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をすることができる。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(2)① 「鑑定事業」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の受渡の証明、調査及び鑑定を行う事業をいう。

② 「港湾運送関連事業」とは、営利を目的としないことを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行う事業である。

一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃

二 港湾においてする船積貨物の警備

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(3)① 一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

② 一般港湾運送事業者等は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(4)① 港湾運送事業を經營する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けな

ければその効力を生じないが、港湾運送事業を経営する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りではない。

② 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、業務計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(5)① 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。

② 港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としている。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

2. 次の(1)～(5)は、港湾運送事業法及び港湾運送事業法施行規則に関する文章である。□に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から一つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種別ごとに、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量の□ア□パーセントまでの貨物に係る当該種別の行為について、自ら行わなければならない。

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から□イ□を経過しない者から、港湾運送事業の許可の申請があった場合は、その申請が許可基準に適合していると認めるときでも、国土交通大臣は許可してはならない。

(3) 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から□ウ□以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。

(4) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、□エ□の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(5) 許可又は認可に付す条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者□オ□を課することとならないものでなければならない。

①事業計画 ②業務計画 ③十年 ④事業所 ⑤三年 ⑥名義 ⑦資金計画
⑧十日 ⑨船舶 ⑩五年 ⑪三十日 ⑫五十 ⑬六十日 ⑭七十 ⑮三十
⑯港湾管理者の事務所 ⑰荷役機械
⑱不利益 ⑲不当な義務 ⑳不当な差別的取扱い

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送のを確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) この法律において「」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上におけるの運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
 - 二 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船
- (3) 総トン数トン以上又は長さメートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- (4) 内航海運業者は、そのを他人に内航海運業のため利用させてはならない。
- (5) 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又はその他の国土交通省令で定める事項を見やすいようにしなければならない。
- (6) 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。
- 一 この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付したに違反したとき。
 - 二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当することとなつたとき。
 - 三 事業に関し不正な行為をしたとき。

1 1. 港則法

1. 次の文章は港則法の条文である。□内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（7点）

- (1) この法律は、港内における船舶交通の□ア□及び港内の□イ□を図ることを目的とする。
- (2) この法律において「汽艇等」とは、汽艇（□ウ□未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。
- (3) 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、□エ□なければならない。
- (4) 特定港の□オ□で定める区域内において長さが□オ□で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を□カ□なければならない。
- (5) 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で□キ□なければならない。

【語群】

①発展	②安全	③革新	④整備
⑤維持	⑥整とん	⑦長さ20メートル	⑧長さ5メートル
⑨総トン数20トン	⑩総トン数5トン	⑪港長の指揮を受け	⑫港長の許可を受け
⑬港長に届け出	⑭海上保安庁長官の指揮を受け		
⑮海上保安庁長官の許可を受け	⑯海上保安庁長官に届け出		
⑰港長が公示	⑱海上保安庁長官が告示	⑲国土交通省令	
⑳政令	㉑国土交通大臣が告示		

2. 港則法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ① 特定港以外の港則法を適用する港内において端艇競争を行なう場合は、港長の許可を受けなくてもよい。
- ② この法律を適用する港及びその区域は、国土交通省令で定めている。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

3. 港則法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。 (1点)

- ① 総トン数500トン未満の日本船舶は入出港の届出をしなくてもよい。
- ② 平水区域を航行区域とする日本船舶は入出港の届出をしなくてもよい。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

4. 港則法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。 (1点)

- ① 特定港以外の港則法を適用する港内において、私設信号を定めようとする者は港長の許可を受けなければならない。
- ② 特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

12. 海上交通安全法

1. 下欄の語群から、海上交通安全法が適用される海域を全て選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

【語群】

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ①宗谷海峡 | ②津軽海峡 | ③東京湾 | ④相模湾 |
| ⑤駿河湾 | ⑥伊勢湾 | ⑦瀬戸内海 | ⑧関門海峡 |
| ⑨博多湾 | ⑩対馬海峡 | ⑪陸奥湾 | ⑫琵琶湖 |

2. 海上交通安全法に関する次の文章中、 内に入る適切な語句又は数字を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 航路を航行する義務のある船舶は、長さ ア メートル以上の船舶である。
- (2) 船舶は、備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行するときは、 イ の方向に航行しなければならない。
- (3) 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事等をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さが ウ メートルをこえる空域における行為、海底下 エ メートルをこえる地下における行為等が オ で定められている。
- (4) ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載した船舶のうち、危険物積載船に該当するものは、 カ トン以上の船舶である。

【語群】

- | | | | |
|--------------|-------------|--------|---------|
| ① 5 | ② 10 | ③ 30 | ④ 50 |
| ⑤ 65 | ⑥ 100 | ⑦ 200 | ⑧ 300 |
| ⑨ 500 | ⑩ 1000 | ⑪ 2000 | ⑫ 10000 |
| ⑬ 東 | ⑭ 南 | ⑮ 西 | ⑯ 北 |
| ⑰ 海上保安庁長官が告示 | ⑱ 国土交通大臣が告示 | | |
| ⑲ 国土交通省令 | ⑳ 政令 | | |

3. 海上交通安全法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(1点)

- ① 航路及びその周辺の政令で定める海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、「その周辺の政令で定める海域」とは、航路の側方の境界線から航路の外側2海里以内の海域及び海上交通安全法施行令の別表第3に定める海域である。
- ② 航路及びその周辺の政令で定める海域以外の海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

4. 海上交通安全法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ① 海上保安庁長官は、海上交通安全法で規定する航路を航行する巨大船又は危険物積載船に対して、船舶交通の危険を防止するために、航行を補助する船舶の配備を指示することができる。
- ② 海上交通安全法で規定する航路を航行しようとする巨大船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、船舶の名称等を通報しなければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

1 3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程を定め、□
ア□の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 国際航海に従事する船舶のうち総トン数□イ□以上の船舶及び最大搭載人員□
ウ□以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを
除く。）の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。
- (3) 船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更
しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防
止証書等書換申請書を□エ□に提出し、その書換えを受けなければならない。
- (4) 有害液体物質等とは、有害液体物質及び□オ□をいう。

【語群】

① 都道府県知事	② 環境大臣	③ 国土交通大臣
④ 地方運輸局長	⑤ 海上保安庁長官	⑥ 内閣総理大臣
⑦ 十二人	⑧ 十五人	⑨ 十七人
⑩ 百トン	⑪ 二百トン	⑫ 四百トン
⑬ 油	⑭ 廃棄物	⑮ 未査定液体物質

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油
記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、
海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、海洋施設の管理者の事
務所に備え付けることができる。
- (2) 原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸
化物の放出量が放出基準に適合するものであることについて、環境大臣の行う確認を
受けなければならない。
- (3) 国際航海に従事する総トン数四百トン以上の船舶の船長は、当該船舶に燃料油を搭
載する場合においては、燃料油供給証明書を一年間船内に備え置かなければならない。

- (4) 水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない船舶の船長（もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶にあつては、船舶所有者。）は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶内に保存することができる。
- (5) 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備（船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて環境省令で定めるものを製造する者は、その型式ごとに環境大臣の型式承認を受けることができる。

平成30年海事代理士試験
筆記試験問題

4時限目（15：10～17：00）

14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等
に関する法律

14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) 日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ□ア□セシムルコトヲ得ス
- (2) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、□イ□、番号、□ウ□、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ□エ□スルコトヲ要ス
- (3) 船舶所有者カ其船舶ヲ□オ□シタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノ□カ□ヲ申請スルコトヲ要ス
- (4) 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ□キ□ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得
- (5) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□ク□ヲ越ユルコトヲ得ス
- (6) 船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ□ケ□ニ接シタルモノニ限ル
- (7) □コ□ハ総トン数□サ□以上ノ船舶ニ之ヲ点附ス総トン数□サ□未滿ノ船舶ニ付テハ船舶所有者ノ申請ニ依リ□コ□ヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得
- (8) 船舶法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ□シ□ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スヘシ

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船舶原簿に登録する船舶の種類とは、汽船、帆船の別をいう。
- (2) 行政区画やその名称、又は地番号の変更があったときは、船舶国籍証書に記載された行政区画やその名称、又は地番号を書き換えるための申請を変更があった日から2週間以内に提出しなければならない。
- (3) 仮船舶国籍証書を交付された船舶が船籍港に到着した場合は、有効期間満了前であっても、当該仮船舶国籍証書の効力は失われる。
- (4) 船舶の船籍港を変更する場合は、新たな船籍港を管轄する管海官庁以外にも変更の登録を申請することができる。
- (5) 管海官庁において船舶国籍証書の提出期日の延期を認める場合は、船舶が外国に在るときに限る。
- (6) 代表者の3分の2が日本国民である一般社団法人の所有に属する船舶は日本船舶である。
- (7) 管海官庁は、総トン数の測度を行った場合、申請者に対し、総トン数計算書の謄本のみを交付する。
- (8) 船舶原簿に登録した事項を証明する書面である登録事項証明書は、該当する船舶の船舶所有者以外は交付を申請することができない。

15. 船舶安全法

1. 次の船舶検査証書に関する文章を読み、以下の問い(1)(2)に答えよ。

”船舶安全法によると、船舶所有者は、船舶を初めて航行の用に供する場合に定期検査を受検することとされ、この検査に合格した後、管海官庁は[ア]（漁船については[イ]）、[ウ]、制限汽圧及び満載喫水線の位置を定め、船舶検査証書を交付する。船舶検査証書の有効期間は、特別なものを除き5年間とされているが、国土交通省令の定めるところにより定期検査を受検することができない船舶については、最大[エ]ヶ月まで有効期間を延長できる。また、定期検査の結果、船舶検査証書の交付を受けるべき船舶に対し、国土交通省令に定める事由により、従前の船舶検査証書の有効期間を満了するまでの間に当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けられない場合、船舶検査証書の交付までの[オ]ヶ月間に限り、従前の船舶検査証書は効力を有する。船舶検査証書を持たない船舶を臨時に航行の用に供する場合、船舶所有者は[カ]検査を受検する必要がある、[カ]検査に合格した船舶に対して、管海官庁は[キ]を交付する。”

- (1) []に入る適切な語句（船舶安全法で使用されているものに限る。）又は数字を解答欄に記入せよ。
- (2) 下線部について、従前の船舶検査証書が効力を有すると管海官庁より認められた場合、新しく交付される船舶検査証書の有効期間は、いつから起算することとなるか。解答欄に記入せよ。

2. 次の記述①～⑤のうち、船舶安全法の規定と矛盾するものを全て選び、番号を解答欄に記入せよ。

- ① 船舶安全法の施行地において製造される長さ30メートル以上の船舶の製造者は、船舶安全法第六条に基づき製造検査を受検しなければならない。
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶は、満載喫水線を標示しなければならない（国土交通大臣が標示する必要がないと認める場合を除く）。
- ③ 船舶検査は、船舶の所在地にかかわらず船籍港を管轄する管海官庁が行う。
- ④ 小型船舶とは、総トン数20トン以下の船舶を指し、総トン数20トンの船舶は小型船舶に含まれる。
- ⑤ 機関、バリアフリー設備、航海用具は、いずれも船舶安全法第二条第一項各号に掲げられた設備であり、船舶所有者は原則としてこれらを船舶に施設しなければならない。

3. 次の文章中の[]に入る適切な語句（船舶安全法で使用されているものに限る。）を解答欄に記入せよ。

- (1) 船舶安全法の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合で[ア]が置かれている場合は、[ア]に、船舶貸借の場合は、[イ]に適用される。
- (2) 国土交通大臣の登録を受けた[ウ]の検査を受け[エ]の登録がなされた船舶であって、[オ]以外の船舶は、[エ]を有する間、国の特別検査以外の検査に合格したものと見なされる。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。[ア]～[コ]に入る適切な語句を下の[]から選び番号を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) [ア]は、我が国における海事に関する制度において、船舶の[イ]を表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (2) [ウ]は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。
- (3) この法律において「[エ]」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。
- (4) この法律において「[オ]」とは、外気に面したすべての開口に[カ]閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。
- (5) 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知った日から[キ]間以内に[ク]を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、[ク]を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
 - 二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。
 - 三 船舶の存否が[ケ]間不明になったとき。
 - 四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなったとき。
 - 五 船舶が長さ[コ]以上の船舶でなくなったとき。

1. 国際総トン数	2. 総トン数	3. 純トン数
4. 載貨重量トン数	5. 重さ	6. 長さ
7. 大きさ	8. 暴露場所	9. 閉囲場所
10. 閉鎖区画	11. 除外場所	12. 自動
13. 手動	14. 水密	15. 風雨密
16. 二週	17. 一箇月	18. 三箇月
19. 六箇月	20. 一年	21. 乾舷甲板
22. 上甲板	23. 暴露甲板	24. 十二メートル
25. 二十メートル	26. 二十四メートル	27. 船舶国籍証書
28. 船舶検査証書	29. 国際トン数証書	30. 総トン数計算書

17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の□アを期することを目的とする。
- (2) 総トン数□イ以上又は長さ□ウ以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を所有し、又は□エ者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備を新設し、増設し、又は□オしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 総トン数二十トン未満の鋼製の船舶のみを修繕する事業を開始した者は、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出る必要はない。
- (2) 施設の新設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 鋼製の船舶の製造をする事業を営む者が、その事業を休止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 総トン数千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるドック（きよ底平たん部の長さは九十メートルとする。）について造船法の許可を受けている者が、当該ドックを総トン数二千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるものに変更しようとするときは、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 造船法において、鋼製の船舶の製造をする事業を開始した者であって、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なかった者は三万円以下の罰金に処すると定められている。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を解答欄に記入せよ。（10点）

(1) 国土交通大臣は、船舶保安統括者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、国際航海日本船舶の所有者に対し、当該船舶保安統括者の を命ずることができる。

(2) 国際航海日本船舶の船舶保安統括者は、国土交通省令で定めるところにより、操練の実施に際し、 その他の関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。

(3) 国際航海日本船舶の は、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定した の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、 への記載を行わなければならない。

(4) 国際航海日本船舶の は、 に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の に周知させなければならない。

(5) 国土交通大臣は、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要があると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、 の を命ずることができる。

(6) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、 を主たる事務所に備え置かななければならない。

(7) 国際航海日本船舶がその船級の登録を されたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の は、その の日に満了したものとみなす。